

令和 7 年度前期技能検定試験運営業務仕様書

1 業務内容

滋賀県職業能力開発協会（以下協会とする）が実施する令和 7 年度前期技能検定試験における学科試験及び計画立案等作業試験の会場運営業務を行う。受託者は、試験における開始から終了まで、業務遂行に関する権限と責任を持ち、以下のとおり試験の統括、管理、運営実施を行う。

（1）技能検定試験の概要

「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として昭和 34 年に実施されて以来、年々内容の充実を図り、令和 7 年 2 月現在都道府県が実施する職種が 111 職種、指定試験機関が実施する職種が 22 職種となっている。技能検定の合格者は令和 5 年度までに 870 万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されている。

（2）試験内容

試験は、検定職種ごとに実技試験及び学科試験が行われる。

試験内容は、国の定めた試験基準に基づき、全国统一して職種（作業）、等級ごとに同一の日に行われる。

学科試験・・・マークシート

計画立案等作業試験（実技試験）・・・ペーパーテスト

（3）会場責任者及び試験監督員の配置

試験会場ごとに試験実施当日の会場責任者及び試験監督員を配置し、試験実施業務に支障を来さないよう、補助員を配置すること。

また、会場責任者等の名簿及び各試験会場の人員配置表を作成し、当日連絡先と併せて協会へ事前に提出すること。

（4）会場準備業務

試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに試験会場を準備すること。

協会より支給した備品・消耗品を使用して構わないが、試験終了後、試験問題等とともに返送を行うこと。配送費用は委託者負担とする。

（5）試験実施マニュアル等の作成

協会が提供する技能検定試験実施手引に基づき実施を行うこと。手引を参考に、試験実施マニュアル等を作成しても構わないが、試験実施の 2 週間前までには協会へ提出すること。

（6）試験実施マニュアル等の遵守

試験日の少なくとも 1 週間前までに上記の試験実施マニュアルを、会場責任者等の

人数分印刷し、各々の会場責任者等に配付するとともに、熟読させること。また、試験日より前に、会場責任者等を対象とした試験実施業務に関する説明会を開催し、試験実施マニュアルを遵守することを徹底するとともに、円滑に試験が実施できるよう措置を講じておくこと。

(7) 試験会場の運營業務

試験実施マニュアル等に基づき、試験会場の運営を行うこと。

- ・試験開始前までに試験問題が漏洩することがないこと。
- ・試験時間の過不足がないこと。
- ・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対応を行うこと。
- ・正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行うこと。
- ・回収した答案用紙への加筆及び訂正を行わないこと

(8) 答案用紙及び備品等の引渡し

試験終了後、速やかに答案用紙および備品等を協会へ提出すること。配送費用は委託者負担とする。

(9) 受検者等からの照会対応業務

問い合わせにはマニュアルに基づき対応すること。なお、対応出来ない場合は、協会へ相談すること。

(10) 無償貸与物件

① 技能検定試験実施手引

上記資料については、第三者に公表しないこと及び試験実施目的以外には利用しないこと。

② 試験実施関連用具

(11) 業務実施上の注意

① 情報セキュリティ

情報漏洩防止等情報セキュリティ及び個人情報保護を確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成すること。

② 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに協会に報告すること。

(12) 契約に基づき講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

イ 請負事業の開始

締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 請負事業の中止

やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、協会の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

イ 本業務の実施に当たって、受検者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 請負事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）は、請負事業を実施している間、試験に申込み又は受検をしてはならない。

③ 法令の遵守

本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(13) 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除 することができる。

① この契約に定める義務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと委託者が認めたとき。

② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。